

豊中市立認定こども園有償ボランティア配置事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊中市立認定こども園（以下「こども園」という。）において、保育の体験を通じた魅力発信による将来的な市全体での保育人材の確保及び職員のより質の高い教育・保育の実践への注力のため、有償ボランティア（以下「ボランティア」という。）を配置する事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(活動対象)

第2条 ボランティア活動内容は、こども園の教育・保育活動の支援とする。

(ボランティア登録者)

第3条 ボランティアに登録し活動できる者は、各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 保育士資格を有する者
- (2) 幼稚園教諭免許を有する者
- (3) 子育て支援員資格を有する者
- (4) 指定保育士養成施設に在籍し、保育士資格取得をめざす者
- (5) 大学または短期大学に在籍し、幼稚園教諭養成課程を履修している者

(登録期間)

第4条 ボランティア登録日から当該年度の3月31日まで

(活動時間)

第5条 ボランティアの活動時間は、1回3時間程度とする。

(実施方法)

第6条 ボランティア活動を希望する者は、活動希望日の1週間前までに、活動を希望するこども園を通じ、市長にボランティアの登録申込みを行う。

2 市長は、ボランティア活動を希望する者の申込みに基づき、ボランティアの登録を行う。

3 こども園の園長（以下「園長」という。）は、活動についてボランティアと面談、調整したうえで活動依頼を行い、ボランティアが活動した場合、市長が指定する方法で活動報告を行う。

4 市長は、前項の報告に基づき、ボランティアに対して謝礼金の支払いを行う。

5 ボランティアは、登録内容に変更があった場合には、速やかにこども園を通じて市長に報告する。

(謝礼)

第 7 条 ボランティアに対する謝礼金については、次項に規定する方法により算出した額から所得税等を源泉徴収のうえ、活動月の翌月末までに口座振込により支給する。

2 ボランティアに対する謝礼金については、各月の活動合計回数により算出するものとし、活動回数 1 回につき 4,000 円とする。

3 ボランティアの傷害保険については、市で一括加入し、経費は市が負担する。

(園長の責務)

第 8 条 ボランティアが配置された園長は、ボランティアが円滑に活動できるよう助言、支援を行い、必要に応じて指示するものとする。

2 園長は、ボランティアが児童の人権を尊重して活動にあたるよう十分注意するものとする。

3 園長は、ボランティアが活動中に知り得た個人情報等について、外部に漏らさない等、その取扱いに十分留意するように指導するものとする。

(ボランティアの責務)

第 9 条 ボランティアは、活動中に知り得た個人情報等について、外部に漏らしてはならない。また、ボランティア活動期間終了後も同様とする。

2 ボランティアは、こども園の管理下において活動し、活動内容・条件について、園長に十分確認するとともに、活動にあたっては、こども園と連携し、その指示に従う。

(本市職員との兼務)

第 10 条 本市職員は、職員としての職務内容とボランティアとしての活動内容が重複する場合は、ボランティアに登録できない。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は令和 7 年 6 月 1 日から実施する。